

《目的》

動物の虐待や遺棄を防ぎ、動物の適正な取扱いや動物の健康と安全を守ることを通じて、命を大切に作る心豊かで平和な社会を築くとともに、動物をただかわいがるだけでなく、正しく飼養し、動物による人の生命、身体及び財産に対する侵害や、騒音や悪臭など生活環境の保全上の支障を防止することを目指す。

人と動物の共生する社会

動物の愛護

動物の虐待や遺棄の防止
動物の適正な取扱い
動物の健康や安全の保持

動物の管理

動物による危害の防止
生活環境保全上の支障の防止
人への迷惑の防止

出典：環境省「動物の愛護及び管理に関する法律のあらまし」平成24年改正版

《ガイドライン》

人の管理下にある動物（哺乳類、鳥類、爬虫類）を次の4つに分類し、それぞれについて、適正に動物を取り扱うためのガイドラインを定めている。

家庭動物	家庭や学校などで飼われている動物 「家庭動物等の飼養及び保管に関する基準」
展示動物	展示やふれあいのために飼われている動物（動物園、ふれあい施設、ペットショップ、ブリーダー、動物プロダクションなど） 「展示動物の飼養及び保管に関する基準」
実験動物	科学的目的のために研究施設などで飼われている動物 「実験動物の飼養及び保管並びに苦痛の軽減に関する基準」
産業動物	牛や鶏など産業利用のために飼われている動物 「産業動物の飼養及び保管に関する基準」

出典：環境省「動物の愛護及び管理に関する法律のあらまし」平成24年改正版

○展示生物に関するガイドラインの主な内容

- ・ 共通基準として、①動物の健康及び安全の保持（飼養及び保管の方法、施設の構造等、飼養保管者の教育訓練等）、②生活環境の保全、③危害等の防止、④人と動物の共通感染症に係る知識の習得等、⑤動物の記録管理の適正化、⑥輸送時の取扱い、⑦施設廃止時の取扱いを規定している。
- ・ 動物園等における展示では、展示方法として、動物本来の形態、生態及び習性を観覧できるようにすることとしている。
観覧者に対し、動物園動物等のみだりに食物等を与えないことや、動物を傷つけ、苦しみ、驚かさないことを遵守するよう、指導するとしている。
展示動物との接触を行う場合は、十分な知識を有する飼養保管者の監督の下に行うとともに、観覧者への指導や動物に適度な休息を与えること等を定めている。